

当座勘定規定等 新旧対照表

1. 当座勘定規定・当座勘定規定（家庭当座用）

改定前	改定後
<p>7. 手形、小切手の支払等</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p>	<p>7. 手形、小切手の支払等</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。 <u>なお、2026年10月1日以降に振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p> <p>(2) ~ (4) (変更なし)</p>
<p>8. 手形、小切手用紙</p> <p>(1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>(5) <u>手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を当行所定の手数料と引換えに交付します。</u></p> <p>(6) ~ (7) (略)</p>	<p>8. 手形、小切手用紙</p> <p>(1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 <u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u></p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u></p> <p>(3) ~ (4) (変更なし)</p> <p>(5) <u>削除</u></p> <p>(6) ~ (7) (変更なし)</p>
<p>13. 支払保証に代わる取扱い</p> <p>小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u></p>	<p>13. 支払保証に代わる取扱い</p> <p>小切手の支払保証はしません。</p>

<p>18. 振出日、受取人記載もれの手形、小切手</p> <p>(1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、そのつど連絡することなく支払うことができるものとします。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>18. 振出日、受取人記載もれの手形、小切手</p> <p>(1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、そのつど連絡することなく支払うことができるものとします。</p> <p><u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u></p> <p>(2) (変更なし)</p>
<p>19. 線引小切手の取扱い</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつまたは届出の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>19. 線引小切手の取扱い</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつまたは届出の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。</p> <p><u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</u></p> <p>(2) (変更なし)</p>

## 2. 小切手用法・約束手形用法・為替手形用法

### (1) 小切手用法

改定前	改定後
<p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。<u>なお</u>、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。</p>	<p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。</p> <p><u>なお、2026年10月1日以降に振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p>

(2) 約束手形用法

改定前	改定後
3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。	3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。

(3) 為替手形用法

改定前	改定後
4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。	4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。

3. 代金取立規定

改定前	改定後
1. 取扱証券類 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下、「証券類」といいます。）は、代金取立として取扱います。	1. 取扱証券類 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下、「証券類」といいます。）は、代金取立として取扱います。 <u>ただし、2026年10月1日以降に振り出された、当行を支払場所とする手形または当行を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。</u>

4. 納税準備預金規定

改定前	改定後
5. 預金の払戻し (1) ~ (2) (略)	5. 預金の払戻し (1) ~ (2) (変更なし)

<p>(3) 租税納付のためにこの預金を払い戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、取扱店は直ちに租税納付の手続きをします。 <u>ただし、取扱店で取り扱うことのできない租税については納付先宛の銀行振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。</u></p> <p>(4) ~ (5) (略)</p>	<p>(3) 租税納付のためにこの預金を払い戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、取扱店は直ちに租税納付の手続きをします。</p> <p>(4) ~ (5) (変更なし)</p>
--	---

5. 外貨普通預金規定・外貨普通預金規定（ステートメント口）

改定前	改定後
<p>3. 預金口座への受入れ</p> <p>(1) この預金口座に受け入れできるものは次の通りとします。</p> <p>ア. 現金（外貨現金を除く）</p> <p>イ. 当店を支払場所とする手形、<u>小切手、配当金領収証等</u>（以下、「証券類」といいます。）のうち当店で決済を確認したもの</p> <p>ウ. 為替による振込金</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p>	<p>3. 預金口座への受入れ</p> <p>(1) この預金口座に受け入れできるものは次の通りとします。</p> <p>ア. 現金（外貨現金を除く）</p> <p>イ. 当店を支払場所とする手形、<u>配当金領収証、当店を支払人とする小切手等</u>（以下、「証券類」といいます。）のうち当店で決済を確認したもの</p> <p><u>ただし、2026年10月1日以降に振り出された、当店を支払場所とする手形または当店を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。</u></p> <p>ウ. 為替による振込金</p> <p>(2) ~ (5) (変更なし)</p>